平成　２１　年度

中山間地域総合整備事業鹿踊の郷地区第２７号工事

# 特　記　仕　様　書

下閉伊郡田野畑村北山地内

宮古地方振興局農政部

# 特　記　仕　様　書

（趣旨）

第１条　　この仕様書は、岩手県営建設工事仕様書（昭和 35 年 3 月 4 日公告）に定める仕様書（以下「標準仕様書」という。）及び農業土木工事共通仕様書（平成 20 年 5 月 20 日農計第 182 号農林水産部長通達。以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、次の工事（以下「工事」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

１　工事の名称　　中山間地域総合整備事業鹿踊の郷地区第 27 号工事

２　工事の場所　　下閉伊郡田野畑村北山地内

（優先順位）

第２条　この工事における仕様書の適用の優先順位は、次のとおりとする。

１　特記仕様書

２　農業土木工事共通仕様書

３　標準仕様書

（施工管理）

第３条　　請負者は、「農業土木施工管理基準」（平成 20 年 5 月 20 日農計 181 号　農林水産部長通達）（以下「管理基準」という。）に基づいて施工管理を行うものとする。

１　施工管理の実施に当たっては、監督職員と事前に協議を行い、監督職員の指示に従うものとする。

２　管理基準に定めない項目であっても、監督職員が必要と認めた場合にはこれに従うものとする。

（工事期間）

第４条　　工事期間

１　工事期間に見込んでいる休日等には、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

２　工事期間には休日等の他、降水等による作業不能日数を月に３日を見込んでいる。

３　降水等による作業不能日数に大幅な差異が生じた場合は、別途協議する。

（工事用材料）

第５条　土木資材

１　再生資源利用認定製品

岩手県再生資源利用認定製品の積極的な利用に努めること。

※「岩手県再生資源利用認定製品」については、岩手県の環境生活部資源環境推進課のホームページを参照。

http://www.pref.iwate.jp/%7Ehp0315/nintei/ninteikeiji/sairiyouseihinannai.htm

（建設副産物）

第６条　　建設副産物について

１　再生資材の利用

（１）本工事で使用する再生資材は、次表のとおりである。

ア　再生クラッシャーラン

| 名　　称 | 規　格 | 種　別 | 使 用 工 種 |
|---|---|---|---|
| 再生クラッシャーラン | ＲＣ－４０ | 路盤工 | 下層路盤工・凍抑層 |
| 〃 | 〃 | 砕石基礎工 | 側溝・水槽工基礎部 |

イ　再生アスファルト混合物

| 名　　称 | 備　　考 |
|---|---|
| 再生密粒度アスファルト混合物 20F | |
| | |

（２）使用に際しては、舗装再生便覧（(社)日本道路協会）等を尊守するものとする。

（３）プラントの在庫不足等により、必要量の納入が困難となった場合には、プラントから請負者への回答書を監督職員に提出し、協議するものとする。

２　建設副産物の処理

本工事で発生する建設副産物については、次表に示す産業廃棄物処理場へ運搬処理するものとして運搬費及び処分料を見込んでいる。処理先を指定するものでないが、請負者は建設副産物の処理依頼業者が決まり次第、監督職員に処理依頼業者を報告し、該当する副産物の処理資格を有する証明書類を提出しなければならない。また、運搬委託する場合にも、運搬資格を有する証明書類を提出しなければならない。

| 区　　分 | 数　量 | 処　　理　　先 |
|---|---|---|
| アスファルト殻 | 3.8ton | 下閉伊郡田野畑村一ノ渡地内（片道：L=15 km） |
| コンクリート殻 | 4.2 ton | 〃 |
| 抜根材 | 26 ton | 久慈市夏井町夏井地内（片道：L=50 km） |

３　建設副産物処理結果報告書等の提出

（１）請負者は施工計画書に建設副産物処理計画書を添付し、監督職員に提出しなければならない。

（２）請負者は工事完成後速やかに建設廃棄物処理結果報告書を監督職員に提出しなければならない。

（３）建設廃棄物処理結果報告書には処理伝票の写し（マニフェスト等）及び処理状況写真を添付すること。

（排出ガス対策型建設機械の使用）

第７条　　排出ガス対策型建設機械の使用について

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において監督職員の確認を受けるものとする。（写真の提出は不要とする。）

対象機種一覧

①バックホウ　②トラクタショベル（ホイール式）　③ブルドーザ

④空気圧縮機（可搬式）　⑤発動発電機（可搬式）　⑥油圧ユニット

⑦ローラ（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ）　⑧ホイルクレーン

（検測又は確認）

第８条　施工段階確認

1　本工事の施工段階において次に示す工種、確認内容、確認時期で確認を受けるものとする。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2　施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に施工段階確認願いを提出する。また、確認後は確認簿と確認記録を提出する。

3　下記に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

4　下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。（一般監督）は、（重点監督）以外の工事とする。

| 工　　種 | 確認内容 | 確認時期・頻度（一般監督） | 確認時期・頻度（重点監督） | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 工事測量 | 丁張り | 施工前 | | 丁張りの標高及び法勾配用地杭との関連 |
| 掘削 | 土砂掘削 | | 施工中 | 土質の判定及び変化と位置の確認<br>掘削面の高さ、幅、法長、法勾配の確認 |
| 盛土・埋戻し | 用土まき出し・締固め | | 施工中 | まき出し厚さの確認<br>転圧回数の確認 |
| 路床 | 出来形管理 | 施工中 | | 基準高、幅、法長、施工延長の確認 |
| | 品質管理(盛土) | 施行前・施工中 | | 現場ＣＢＲ試験の立会 |
| 路盤 | 出来形管理 | 施工中 | | 基準高、厚さ、幅、中心線のズレ、施工延長の確認。 |
| アスファルト舗装 | 舗装 | 舗装前・舗装中<br>舗装後 | | 気温、路盤表面の状態、締め固め密度、舗装路面のクラック等の確認 |
| ｺﾝｸﾘｰﾄ擁壁工 | 出来形管理 | 施工中 | | 基準高、厚さ、幅、高さ、施工延長の確認 |
| 法面吹付工 | ラス張り | 施工中 | | ラス張り継合せ部分の重ね幅及び結束状況の把握<br>ラスのかぶり状況の把握 |

（その他事項）

第９条　その他事項

１　一般事項

（１）請負者が施工上必要な土地は、請負者の責任で準備、確保するものとする。

（２）設計内容の照査

ア．請負者は設計図書について十分に照査を行い、次のような場合には監督職員に提案することとする。

・他の工法等によりコスト縮減が可能な場合。

・機能を損なわず、より効率的な構造での施工が可能な場合。

※以上についての提案は請負者の技術力として評価する。

（３）疑義及び協議

次の場合、速やかに監督職員に報告し、その措置について指示を受けること。

ア．設計図書に内容の相違がある場合。

イ．設計図書の表示が明確でない場合。

ウ．設計図書と現場が一致しない場合。

エ．予期することができない特別な事態が発生し、設計図書に示された条件を満たすことが不可能となった場合。

なお、監督職員が必要と認めるときに行なう打合せの際、協議の上確認した事項は、仕様書と同等の効力を有するものとする。

（４）施工方法等の決定

設計図書に指定のある場合を除き、仮設、施工方法など工事を完成するために必要な手段・方法については、法令・基準等を尊守したうえで、請負者が決定する。但し、必要のある場合は監督職員と協議のうえ決定する。

（５）その他注意事項

ア．請負者は、本工事に必要な官公庁等に対する申請及び諸手続きを遅滞なく行うこと。また、費用を必要とする場合は、請負者の負担とする。

イ．請負者は、工事の施工に当たり、希少野生動植物の保護に十分注意し、工事中に発見した場合、直ちに監督職員に報告すること。

２　工事変更

（１）工事の施工に伴い、設計内容と違いが生じた場合には、設計を変更する場合がある。

（２）予算執行等の事由により、施工内容を変更する場合がある。

３　仮設工

（１）仮設については任意仮設とするが、事前に施工計画を監督職員に提出し、承諾を受けること。

（２）造成される施設の用地は発注者（以下「甲」という。）が確保するが、それ以外の用地は（仮設道路、仮排水路、資材置場等）については、請負者（以下「乙」という。）の責任で確保するものとする。

（３）仮設に使用した用地については、使用後に原形復旧し、必ず所有者の承諾を得なければならない。

（提出書類）

第１１条　提出書類

１　以下の項目について、別紙　電子納品対象工事特記仕様書に基づき、提出するものとする。

（１）施工計画書

（２）出来形管理図

（３）品質管理図

（４）現場写真

（５）その他監督職員が必要と認めたもの。

２　監督職員と協議を行った場合は、原則として、請負者が工事打合簿を作成し、提出するものとする。

３　工事履行報告書は、様式第 36 号に則り、翌月の 10 日までに提出すること。

（工事の施工）

第１３条　この工事における、各工種の特記仕様書は別紙に示すとおりである。

（別紙）

# 道 路 土 工 特 記 仕 様 書

1　路体及び路床工

（1）刈り払い

道路敷内の不要な稚樹、灌木、笹、雑草等を刈払機、チェンソー等により刈り払いし、木片、枝葉等を残さず整理しなければならない。なお、抜根材は、産業廃棄物を行うこととし、その処理数量を監督職員に報告すること。処理費用については、この数量をもって設計変更対象とする。

（2）切土

（ア）表土剥取

路床盛土部及び切土流用部は、表土剥取を十分に行い、草根等の腐植しやすい雑物を含んだ表土を除去すること。また、表土を盛土材料として流用してはならない。

（イ）土取場、土捨場及び搬入出路

土捨場、土取場及び搬入出路の整理方法は監督職員の指示に従い施工するものとする。

土捨場は工事場所より設計図書に示す距離程度の地点を予定しているが、これによらない場合は設計変更を行うことがある。

（3）盛土

（ア）路肩盛土

路肩及び構造物周辺の盛土は、一層の仕上がり厚が 30 ㎝程度となるようにまき出し振動コンパクター90 ㎏級または振動ローラ（ハンドガイド式 0.8～1.1t 級）等により十分に転圧しなければならない。

（イ）路体及び路床盛土

締固めに使用する機種、層厚は次表のとおりとし、締固め度は、JIS A1210 試験Ａ・Ｂ方法の最大換装密度に対しての値とする。

| 区　分 | 機　種 | 一層の最大仕上げ厚さ | 締固め度 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | Ⅰ－１交通 | Ⅰ－２交通以上 |
| 路体 | タイヤローラ 8～20ｔ | 30 ㎝程度 | 90%以上 | 90%以上 |
| 路床（置換工含む） | | 20 ㎝程度 | | 95%以上 |

（4）凍上抑制層

凍上抑制層の材料は、修正 CBR20 以上、4.75㎜フルイ通過分のうち、75μｍフルイ通過分が 15%以下、最大粒径 40ｍｍの再生クラッシャーランとし、締固めは、タイヤローラ（8～20ｔ級）を標準とし、締固め密度は最大乾燥密度の 93%以上を満足しなければならない。ただし、一層の最大仕上がり厚は 20 ㎝とする。

２　路床の確認

（１）本工事の路床土の CBR 値は、次表のとおりとしているが、盛土（又は切土）工事施工後、JIS A 1222 による現場 CBR 試験を行い、その結果に基づき協議のうえ設計変更を行うこともある。

| 区間 | | | 路床土の CBR 値 |
|---|---|---|---|
| №30 | ～ | №42 | 1.7% |

（２）ＣＢＲ試験箇所は２箇所以上とするが、試験の位置及び時期については、監督職員と協議するものとする。

（３）路床の軟弱な箇所が発見された場合は、すみやかに監督職員に報告しなければならない。また、必要なＣＢＲ試験や路床改良工事の追加を行うことがある。

（別紙）

# 路 盤 舗 装 工 特 記 仕 様 書

1　路盤工

（1）下層路盤工

下層路盤材は、修正 CBR20 以上、425μｍフルイ通過分の PI6 以下、最大粒径 40 ㎜の再生クラッシャーランとする。また、締固めに使用する機種、締固め密度及び設計厚は次表のとおりとする。ただし、一層の最大仕上がり厚は 20 ㎝とする。

| 種別 | 設計厚 | 機種 | 締固め度 |
|---|---|---|---|
| 凍上抑制層<br>（県道取付部） | 36 ㎝<br>(6) | マカダムローラ　10～20ｔ級<br>タイヤローラ　　８～20ｔ級 | JIS A 1210 試験(C･D･E 方法)で<br>最大乾燥密度 93%以上 |
| 下層路盤<br>（県道取付部） | (26)㎝ | | |

（2）上層路盤工

上層路盤材は、修正 CBR80 以上、425μｍフルイ通過分の PI4 以下、最大粒径 40 ㎜の粒度調整砕石とする。また、締固めに使用する機種、締固め密度及び設計厚は次表のとおりとする。ただし、一層の最大仕上がり厚は 15 ㎝とする。

| 種別 | 設計厚 | 機種 | 締固め度 |
|---|---|---|---|
| 上層路盤<br>（県道取付部） | (15)㎝ | ロードローラ　　10ｔ級<br>タイヤローラ　　８～20ｔ級 | JIS A 1210 試験(C･D･E 方法)で<br>最大乾燥密度 93%以上 |

（3）取付道路・進入路工

（ア）路盤材は、クラッシャーラン 25 ㎜以下を使用するものとし、厚さは 10 ㎝とする。

（イ）凍上抑制材は、再生クラッシャーラン 40 ㎜以下を使用するものとし、厚さは 15 ㎝とする。

（ウ）締固めは、振動ローラー等で入念に行うものとする。

2　舗装工

（1）　プライムコート及びタックコート

使用するアスファルト混合物の種類は、次表のとおりとする。

| 名　　称 | 規格 | 使用量 |
|---|---|---|
| プライムコート | ＰＫ－３ | 1.0～2.0ℓ／㎡ |

（2）　アスファルト舗装

使用するアスファルト混合物の種類は、次表のとおりとする。

（ア）　本線

| 工　　種 | 種　　類 | 設計密度 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|
| 表層（県道取付部） | 再生密粒度アスコン 20F | 2,350 kg／m3 | |

（３） 舗設

（ア） 車道部の締固めは、各層マカダムローラ（10ｔ級以上)、タイヤローラ（8～20ｔ級）により十分行わなければならない。

（イ） 取付道路及び進入路の締固めは、所定の密度が得られるよう行わなければならない。

（４） 区画線

（ア）区画線は、次表のとおりとする。

| 工　　種 | 材　　料 | 巾等 | 種　　類 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|
| ドットライン | 溶剤常温式 | 30 ㎝×50 ㎝ | 破　　線 | 50 ㎝間隔 |

（５） 舗装展開図

舗装工事を施工する前に、施工区間及び進入路の展開図等を作成し監督職員に提出すること。また、これに基づき進入路の舗装、路肩盛土等の施工量を変更することもある。

（別紙）

# その他特記仕様書

1　主要構造物

（1）土工

主要構造物の施工は、共通仕様書により実施するものとするが、基礎工に先立ち掘削底部の床均しを十分に行わなければならない。

（2）基礎処理工

基礎砕石は40㎜以下の再生クラッシャーランとし､十分締固めながら所定の厚さに仕上げなければならない。

（3）コンクリート

（ア） コンクリートは、レディーミクストコンクリートの標準品で、普通コンクリート（高炉Ｂ）とする。

（イ） 使用するコンクリートは、次のとおりとする。

基礎、無筋コンクリート　　18-8-40-65BB

鉄筋コンクリート　　21-8-25-60BB

（4）コンクリート二次製品等

コンクリート二次製品及び鉄鋼製品等については、使用前に監督職員の指示する資料を提出し、承諾を得なければならない。

〔 共通仕様書３－７－２第１項における監査に合格した工場の製品以外を使用する場合は、 〕

共通仕様書の検査を実施した後、その結果を監督職員が確認すること。

2　安全施設工

（1） 防護柵

ガードレールの種類及び規格は次表のとおりとする。

| 種　　別 | 支柱間隔 | 規　　格 | 着色 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 路側用（土中用） | 4.0m | C種 | 白 | |

3　境界杭設置工

境界杭の設置にあたり、刻印は田野畑村とする。なお、設置位置については、別途監督職員が指示するものとする。

5　吹付緑化工

（1）種子、草種及び肥料等の配合

本吹付工事は、市場単価を採用しており、種子及び仕様は市場単価の適用範囲による。施工に先

立ち、下記項目を含む法面保護検討書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

・使用材料配合表　・肥料等配合表　・試験成績書
・土壌硬度　・土壌ｐＨ　・法面展開図

6　その他

（1）承諾事項

工事で使用する材料は、試験表成績書、見本、カタログ等を提出し、監督職員の承諾を受けた後搬入するものとする。又、必要に応じ監督職員による材料検査を行うものとする。

# 電子納品特記仕様書〔工事〕

1　適用

本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2　電子納品実施区分

本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

| |
|---|
| （〇）本工事は、電子納品を「義務」として実施する。<br>（　）本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。 |

※いずれかに「〇」を記入すること

〔土木関係〕

なお、本工事において電子納品の実施を「義務」とする工種は、次のとおりとする。

| |
|---|
| 【共通】<br>（　）擁壁工（高さ 5.0m 以上）、（　）函渠工（内空 25 ㎡以上）、（　）橋梁上部工、<br>（　）橋梁下部工、（　）杭基礎、（　）グランドアンカー、（　）ロックボルト<br>【道路・街路】<br>（　）トンネル、（　）落石防止柵、（　）雪崩防止柵、（　）電線共同溝、（　）消融雪設備、<br>（　）道路情報盤、（　）ロック（スノー）シェッド、（　）ロック（スノー）シェルター<br>【河川】<br>（　）堰（高さ 3.0m 以上）、（　）水門、（　）樋門（高さ 3.0m 以上）、（　）海岸構造物<br>【砂防】<br>（　）砂防堰堤、（　）床固工、（　）地すべり施設、（　）急傾斜施設（高さ 2.0m 未満を除く）<br>【下水道】<br>（　）管路、（　）処理場・ポンプ場<br>【港湾】<br>（　）航路、（　）泊地、（　）船たまり、（　）防波堤、（　）防砂堤、（　）道流堤、<br>（　）護岸、（　）岸壁、（　）物揚場、（　）桟橋、（　）係船杭<br>【その他】<br>（　）〔　　〕 |

※　該当する工種に〇を記入すること。

※　岩手県ガイドラインで定めている工種のほか、電子納品が必要な工種がある場合は、【その他】欄に記載すること。

〔水産関係〕

なお、本工事において電子納品の実施を「義務」とする工種は、次のとおりとする。

【漁港施設】
〔外郭施設〕
（ ）防波堤、（ ）導流提、（ ）護岸、（ ）胸壁、（ ）防砂提、（ ）水門、（ ）堤防、
（ ）防潮提、（ ）閘門、（ ）突提
〔水域施〕
（ ）航路、（ ）泊地
〔係留施設〕
（ ）岸壁、（ ）係船くい、（ ）船揚場、（ ）物揚場、（ ）桟橋、（ ）係船浮標、
（ ）浮桟橋
〔輸送施設〕
（ ）鉄道、（ ）橋、（ ）道路運河、（ ）駐車場
〔漁港施設用地〕
（ ）公共施設用地
【漁港浄化施設】
（ ）漁港浄化施設
【清浄海水導入施設】
（ ）清浄海水導入施設
【美化・利用整序促進施設】
（ ）美化・利用整序促進施設
【漁場施設】
〔魚礁〕
（ ）大型魚礁、（ ）浮魚礁、（ ）沈船魚礁
〔増殖場〕
（ ）着定基質、（ ）消波施設、（ ）海水交流施設
〔養殖場〕
（ ）消波施設、（ ）底質改善、（ ）区画施設、（ ）用地造成、
（ ）海水交流施設
【関連道】
（ ）関連道
【その他】
（ ）〔 〕

※ 該当する工種に○を記入すること
※ 岩手県ガイドラインで定めている工種のほか、電子納品が必要な工種がある場合は、【その他】欄に記載すること。

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局土木関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

| フォルダー | 書類名 | 作成者 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 発注者 | 受注者 | |
| DRAWINGS | 発注図面 | ○ | | |
| DRAWINGS/SPEC | 特記仕様書 | ○ | | |
| MEET/ORG | 工事打合せ簿、出来形管理<br>品質管理等 | | △ | |
| | 建設材料の品質記録保存 | | ○ | 土木工事共通特記仕様書 第 3 編 1-1-4 に示すもののみ対象とする |
| | ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の品質確保 | | ○ | 土木工事共通特記仕様書 第 1 編 3-1-2 に示すもののみ対象とする |
| PLAN/ORG | 施工計画書 | | △ | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| DRAWINGF | 完成図 | | ○ | 前項において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする |
| PHOTO/PIC | 工事写真書類 | | △ | |
| PHOTO/DRA | 参考図 | | △ | |
| OTHARS/ORG | その他の資料 | | △ | |
| | | | | |
| | | | | |

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

〔機械設備関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

| フォルダー | 書類名 | 作成者 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 発注者 | 受注者 | |
| DRAWINGS | 発注図面 | ○ | | |
| DRAWINGS/SPEC | 特記仕様書 | ○ | | |
| MEET/ORG | 工事打合せ簿<br>出来形管理<br>品質管理　　等 | | △ | |
| PLAN/ORG | 施工計画書 | | △ | |
| DRAWINGF | 完成図 | | ○ | 前項において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする |
| K.BOOK/<br>B.SPC、B.CHECK、<br>B.INST、B.DEVICE<br>B.EXAM　　、<br>B.MANUAL | 完成図書<br>実施仕様書、計算書<br>施工図面、機器図<br>施工管理記録書、取扱説明書 | | △ | |
| K.DRAW/<br>D.LDR、D.SPC<br>D.CHECK　　、<br>D.DRAWF<br>D.DEVICE、D.EXAM<br>D.MANUAL | 施工図<br>台帳、実施仕様書<br>計算書、施工図面<br>機器図、施工管理記録書<br>取扱説明書 | | △ | |
| PHOTO/PIC | 工事写真書類 | | △ | |
| PHOTO/DRA | 参考図 | | △ | |
| OTHARS/ORG | その他の資料 | | △ | |
| | | | | |
| | | | | |

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

〔電気通信設備関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

| フォルダー | 書類名 | 作成者 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 発注者 | 受注者 | |
| DRAWINGS | 発注図面 | ○ | | |
| MEET/ORG | 工事打合せ簿、出来形管理<br>品質管理等 | | △ | |
| PLAN/ORG | 施工計画書 | | △ | |
| DRAWINGF | 完成図 | | ○ | (1)において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする |
| PHOTO/PIC | 工事写真書類 | | △ | |
| PHOTO/DRA | 参考図 | | △ | |
| OTHARS/ORG | その他の資料 | | △ | |
| | | | | |
| | | | | |

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

〔建築関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

| フォルダー | 書類名 | 作成者 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 発注者 | 受注者 | |
| 工事写真 | | | ○ | |

| フォルダー | | 書類名 | 作成者 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 発注者 | 受注者 | |
| PLAN | 施工計画書 | 総合施工計画書 | | △ | |
| | | 工種別施工計画書 | | △ | |
| SCHEDULE | 工程表 | マスター工程表 | | △ | |
| | | 月間工程表 | | △ | |
| MEET | 打合せ簿 | 工事打合せ記録 | | △ | |
| MATERIAL | 機材関係資料 | 試験計画書 | | △ | |
| | | 試験成績書 | | △ | |
| | | 品質証明書 | | △ | |
| | | 調合表 | | △ | |
| | | 規格証明書 | | △ | |
| PROCESS | 施工関係資料 | 試験計画書 | | △ | |
| | | 試験成績書 | | △ | |
| | | 出来高管理図 | | △ | |
| INSPECT | 検査関係資料 | 完成検査記録 | | △ | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| SALVAGE | 発生材関係資料 | 発生材調書 | | ○ | |
| | | 処理報告書 | | △ | |
| DRAWINGF | 完成図 | 完成図 | | ○ | |
| MAINT | 保全に関する資料 | 保全に関する説明書 | | △ | |
| | | 官公署届出書類 | | ○ | |
| | | 備品リスト | | △ | |
| OTHERS | 施工図 | 施工図 | | △ | |
| | 完成写真 | 完成写真 | | ○ | |
| | その他の資料 | | | △ | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4　電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で 2 部提出すること。

5　電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6　電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

# 電子媒体納品書〔工事〕

平成　年　月　日

様

請負者
住　所
氏　名

現場代理人氏名　　印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

| 工事名 | | | | CORINS 登録番号 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 電子媒体の種類 | 規格 | 単位 | 数量 | 納品年月 | 備考 |
| CD-R | ISO9660（レベル 1） | 部 | | 平成　年　月 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

〔備考〕

○ 電子納品チェックシステムによるチェック
・電子チェックシステムのバージョン：__．__．__
・チェック実施年月日：平成__年__月__日

○ CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
・1／○：__
・2／○：